

エミール

平成19年3月20日
四季報（通巻第12号）

発行：三重県児童相談センター
電話059-231-5666

虐待ケースのリアルタイム進行管理からみえるもの（1）

中勢児童相談所 鈴木 聡

ここ10年、児童虐待への対応が急増するにつれ児童相談所の仕事は、まさに命に関わる仕事になりました。全国的に死亡事件などが相次ぎ、従来の方法では事故が防げない事が明確となり、ケースの進行管理という概念が出てくる事になったわけです。この言葉にはどんどん変化するケース状況、つまり、時系列に沿って適切な対応を実行するという意味が込められています。今回、平成17年度から平成18年度にかけて中勢児童相談所で行ってきた約660日にわたるケースの進行管理から見えてくるものについて簡単に述べてみます。

進行管理を行うには、まずケースをいくつかのカテゴリー（ランクと通称しています。）に分けるのが現実的です。たくさんのケースの中で、どれを優先的に対応するのかが分からなければ、押し寄せる通告に押しつぶされてしまうこととなります。また、結果的にランク分けする事でいろいろなことが見えてくるようになります。

ランクについては客観的な基準を作るのが理想ですが、様々なタイプの虐待が軽重混在している中でそれは困難と思われまます。いくつかのリスクアセスメントも作られています。全ての事例に適用できるものにはなっておらず、現状ではケースを評価する目安として活用するものと理解した方が良いでしょう。三重県では平成14年度に要綱準則として定めたランクの基準がありますが、現在中勢児童相談所で行っているのは、それをもう少しおおらかに解釈し、次のように取り扱っています。

Aランク：緊急性が高く、対応度も高いものや一時保護中の事例

Bランク：Aランクほど大変な状況ではないが、多くの対応が必要となる事例

Cランク：保育所等に通り、日常的なモニタリングが可能な事例で軽度の事例

Eランク：施設入所中の事例

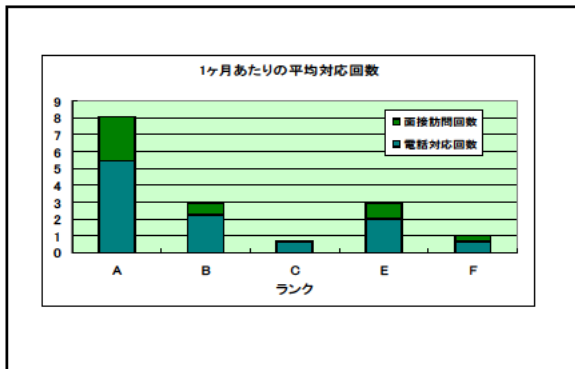
Fランク：殆ど虐待というほどのものはないが多少心配があり「何かあれば連絡してください」と学校等に依頼してあるような事例

このようなランク付けから得られたデータに基づき話を進めます。

表1は、ランクごとのケース1件当たりの月平均対応回数を示したグラフです。Aランクは月平均8回、Bランクは3回、Cランクは0.8回程度となっています。施設入所中のEランクは、親や子に関する様々な調整や問題に対する指導が多いため対応

回数が多くなっています。Cランクについては市町との連携もあり、より問題が軽いFランク(対応は県が担う)より対応回数は少なくなっています。

(表1)



(表2)

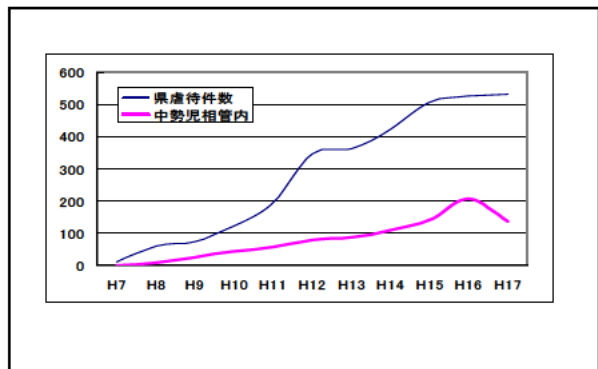
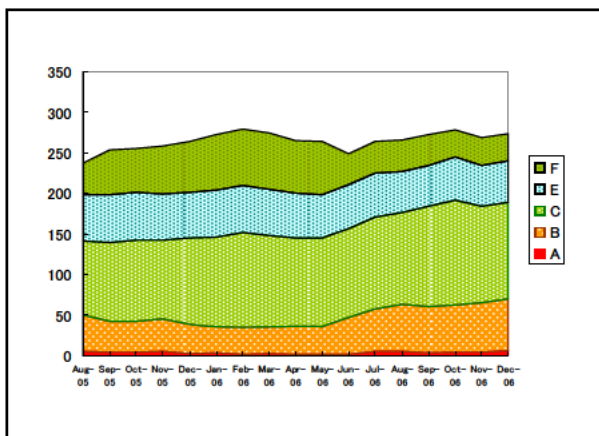


表2は、県全体と中勢児童相談所の通告受付数を示したグラフです。従来、児童相談所の虐待対応は「通告数」で語られてきました。それはあくまでフローの数字であり、入り口を通過した件数程度の意味しかありません。

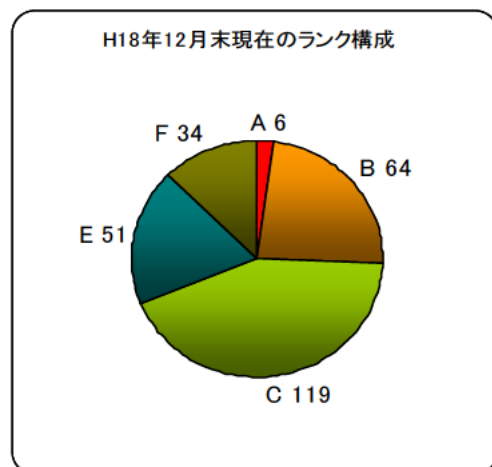
表3は、ストックとして時系列にランク別ケース数を示したグラフであり、進行管理を行うことにより初めて得られるものです。中勢児童相談所と言えば平成16年をピークに通告数は減少していますが、逆にストックとしてはBランクやCランクが積み上がっている実態を見ることが出来ます。Fランクが一時減っているのは、「何かあったら連絡して下さい。」と学校・保育所等に依頼する方法ではうまくいかない事が分かってきたため、必要なものはCランクに移行させてきた結果といえます。

表4は、中勢児童相談所の12月末現在のランク構成です。緊急対応が求められるようなAケースが6件、もう少し軽いが多くの対応等が必要になるBケースが64件、関係機関でモニター可能なCケースが119件、虐待で施設入所しているEケースが51件あることが分かります。ある日の状況とともに、時系列でどのように事例数が変化しているかが把握できるこのようなデータは、今後の対応や役割分担について考える際に役立つ戦略的なデータとも言えるものです。

(表3)



(表4)



※ 紙面の関係上、本号、次号に分けて掲載します。

この記事は、第52回三重県小児保健学会での発表の一部を要約したものです。

まもなくお手元に！「市町児童家庭相談援助マニュアル」

総務・企画調整室 森本良一

市町の職員の方々のご協力を得て、「三重県版市町児童家庭相談援助マニュアル」が完成しました。近々お手元にお届けできる予定です。皆様方の相談援助活動の中で、いつでも取り出せる場所に保管され、実践的に活用されることを強く願っています。

実は、このマニュアルを作成する過程は、私の相談援助活動の振り返りそのものでした。この道程は決して平坦なものではなく、山あり谷ありの失敗の連続です。対人援助業務の失敗は、相談者に不利益をもたらす可能性があり、初任者の方が私と同じ轍を踏まないために役立ててもらえることもできるのではないかと考えています。

自分の失敗談をお話しするのは恥ずかしい限りですが、例えば、

- 受容的に対応していたつもりが、「その話し方、返事の仕方は何ですか！」とお叱りを受けたことがありました。
- 対象者を心配するあまりに、対象者が自分で解決できることにさえ手を出してしまっていました。
- 感謝の言葉に有頂天となり、解決する力の弱い方には対応方法を教えることが必要と錯覚していました。
- 依存心の強い方の対応にとまどい、相談者の変化に合わせて一喜一憂している自分がいました。
- 安易に放った一言が、対象者のところには刃物となって突き刺さり、二度と信頼関係を築くことができなかつた方がいました。

など、数え上げればきりがありません。私の経験は、専門職にとっては取るに足らない出来事と思われませんが、市町において相談援助業務に初めて就かれる方々にとっては、共感いただけるものではないかと推察します。

今、福祉の仕事は大きく変わりつつあります。従来、社会福祉援助技術の原則は、「受容」を第一とされてきたところですが、児童虐待や高齢者虐待への介入には対象者の権利を擁護する視点が何よりも求められることとなりました。まさに、福祉の仕事も受容型から介入型への変化が求められていると言えます。

しかし、このマニュアルを作成しつつ感じたことは、「それでいいのだろうか」という自問と、大切なものを失っていくような不安感でした。自らの権利を守る力を奪われている方々にとって、行政がその権利を擁護する役割を担うのは当然のことですが、福祉の基本的な対応原則を抜きにして介入することは、権限を振るうだけの権力行政に過ぎないのではないのか……。いやしくも福祉の仕事に就いている以上、いかなる場合も社会福祉援助技術こそ拠り所とするべきではないのか……。

このようなことから、あえて基本的なところを強調し、全ては人間関係のうえに成り立つ仕事であるとの視点で作成したところです。相談援助業務に就かれる方には色んな職種の方がおられ、各々基盤とされる考え方もあろうとは思いますが、参考としていただければ幸いです。

児童福祉法の改正に伴う

児童相談所の市町支援機能についての「杞憂」と「提案」

一時保護室長 永井憲一

この3月末で中勢児童相談所を最後に定年退職することになりました。単に21年間の児童相談所経験や「思い出」を書くことは、このエメールの趣旨にそぐわないと思い、悩んだ結果、児童福祉法の改正により児童相談所の機能として新たに加わった市町支援機能について、私の「杞憂」と「提案」を書くことにしました。

福祉分野では、すでに契約制度になっている高齢者、身体障害者、知的障害者の福祉施設への措置権をはじめとする業務が、過去に県から町村に移行されました。（市はもともと措置権を保有していた。）また、保健分野においても3歳児健診をはじめとする地域保健業務が県から市町に移行されました。そしてその際、当時その業務を行っていた県福祉事務所や保健所は、市町支援を業務の大きな柱として掲げておりました。しかし、その機能は十分に発揮されないまま、新たに担当することになった業務の中に埋没してしまったと思っています。なぜ、その機能は十分に発揮されなかったのか？その背景には、人事異動によりその業務を熟知した職員がいなくなってしまうことや「現場」業務を持たず、それまでの経験だけで指導するには限界があったものと考えています。

平成16年の児童福祉法の改正により、市町も児童相談を担うことになり、県（児童相談所）と市町の役割分担も明示はされていますが、これまでの児童相談所と市家庭児童相談室の在りようを見ても分かるように、その線引きは非常に難しいのではないかと考えています。市家庭児童相談室は、それぞれ独自の運営をしており、法改正後もその上に立った児童相談を展開しており、また首長をはじめとする福祉保健を担当する市町の幹部職員の姿勢や財政力で、市町の児童相談分野の体制は大きな「格差」が生じようとしています。

県は、一昨年4月に児童福祉法の改正等を背景に、児童相談所の体制をセンターとして一本化しました。その児童相談センターが市町支援業務の機能を担い、研修や児童相談マニュアル作り等を進めてきました。しかし、市町の児童相談体制や力量を踏まえないまま市町支援業務を推進すれば、その尺度に合う市町には良いが、そうでない市町にとっては、「頼りない」「頼れない」県・児童相談センター・児童相談所になってしまうのではないかと杞憂しています。時代の趨勢として、措置権を含め児童相談の多くの機能が、今後、市町に移行するものと思われませんが、県福祉事務所や保健所の歩んだ道を見ても児童相談所も歩むのではないかとともに杞憂します。

単に、「杞憂」に終われば問題ありませんが、そうならないためにも、日々児童虐待問題に追われている児童相談所ではありますが、管内の市町の児童相談体制や力量を把握、分析し、その情報を県・児童相談センターと共有し、行政的な働きかけは県・児童相談センターが中心に行い、技術援助的な支援は児童相談センター・児童相談所が

行う等市町の状況、ニーズに応じた仕組みを構築する必要があるのではないかと考えています。また、児童相談の機能が、市町に移行する想定のもと、児童相談センター・児童相談所の未来像を今後とも模索、検討する必要もあるのではないかと考えています。

児童相談所の将来（あす）を考える会

専門監 泉 正幸

平成17年4月に改正児童福祉法が施行され、市町村が児童家庭相談の第一義的な役割を担うこととなり、児童相談所は、専門機関としての役割と市町村支援の役割を担うこととなりました。

これまで児童福祉の行政機関としての児童相談所は、児童問題を一手に引き受け、その役割を果たしてきました。しかし、市町村もその任務を負うこととなり、市町村と児童相談所の協働が何よりも重要となりました。

国においても、「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」が設置され、議論が重ねられてきました。市町の児童家庭相談のあり方とともに、児童相談所はどうなるのだろうか、児童相談所の専門性とはなにか、専門機関としての内容が改めて問われてくる時代を迎えました。

今後の児童相談所のあり方について、国の「あり方研究会」を参考にしながら、三重県の実態に合わせた具体的な議論をするため、10数名の有志職員で「児童相談所の将来（あす）を考える会」を設置し、平成18年7月から月1回のペースで議論してきました。

現状における問題提起からはじまり、専門的機関として求められる今後の課題について児童福祉司、児童心理司、一時保護など、これからの児童相談所が取り組むべき業務や職員の人材養成、組織のあり方など、変わっていかねなければならないことが話し合われました。

これまで児童相談所が児童問題の一人舞台であった時代から、市町の児童家庭相談機能が充実されるようになると、児童相談所は、市町にない業務が残る（措置業務、一時保護業務など）だけになるかもしれないと言う危機感が漂っています。かつて県の福祉事務所業務が市に移行されることによって、県の福祉事務所が縮小され、地域によってはなくなってしまうように、児童相談所も同じ道をたどることになるのだろうかと思惑されています。

現在は、児童相談所から市町へ児童家庭相談の移行期で、それぞれの市町によって、取り組みの濃淡がありますが、県民の人たちが利用していくにあたって不都合が生じないよう配慮しながら、地域によっては児童相談所が市町に出向き、市町と児童相談所が一緒になって相談を受けているのが現状です。

児童相談所の将来（あす）を考えると、専門性の向上などいくつかの課題があり、その実現に向けた努力が求められてくると思いますが、児童相談所職員が一丸となって新しい風に乗っていきたいと考えています。

武蔵野で思ったこと

中勢児童相談所 桂田 孝二

暖冬とは言え、やっぱりそれなりに寒く感じた冬もようやく終わって陽光うらかな季節になってきました。今年も児童相談所からの措置で県内外の児童自立支援施設に入所をしている子どもたちの卒業式に、それぞれの担当職員が手分けして列席し、立派に成長した子どもたちの晴れ姿を目を細めて見届けてきました。

私も担当職員とともに三重からは遠く離れた埼玉県の国立児童自立支援施設である武蔵野学院を訪問しました。

卒業ではないけれど、この春からいよいよ集団寮から自立寮に移る予定になった子どもというよりも青年といった方が相応しいほどに、たくましく、立派に成長した若者に面会しました。

「母親とはお互いに距離を取って成長自立していきたい」と自分の言葉で語る姿に、ここでの容易ではない暮らし振りも、彼の苦手な対人関係の有り様も知っている私には、ここまでに至るY君の努力を伴った険しく長い道のりや辛酸の日々に思いが巡りました。

以前のあの箸にも棒にも引っ掛からないような怠惰で感情まかせ、力まかせの生活から、このような一変振りに信じられない驚きを持って感動し、同時にそのような彼を受けとめて自立へと援助された施設の高い指導力に敬服し感謝の気持ちでいっぱいになりました。

“教護は人なり”の名言を改めて思い起こし、同時に本人の頑張りや施設の途絶えることのない支えの賜に、私は驚嘆しています。ぎりぎりの場所に立たねば見えてこない美しさや強さがこの世には必ずあると思います。彼の真摯な言葉を聞いて、少年非行の現場から今は一歩退いてはいるけれど、一人勝手に彼の自立に太鼓判を押したところです。

彼と母親との再生の道は、まだこの先具体的には見えてはきませんが、彼が独り立ちして、母を支える立場に変わったことを身を持って確信できたときに、本当の桜が咲く春となり、依存対象であった母親からの卒業となるように思います。その日も決して遠くはないようです。

里親と児童相談所

家庭自立支援室長 久保 正

児童相談センターでは、今年度、里親制度の普及と里親委託の推進のため、関係者の皆様に委員をお願いし、「里親委託推進委員会」を開催してきました。学識経験者を座長に、里親会代表者、児童養護施設、乳児院の各施設長、主任児童委員を構成員とし、4回にわたって議論を重ね、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。この紙面をお借りしてお礼申し上げますとともに、今後の里親関係事業に反映させていきたいと考えています。

さて、この委員会に事務局として参加するなかで感じた、里親と児童相談所の関係について私の思いを紹介させていただきます。

被虐待児をはじめ要保護児童が増加し、質量の両面において施設養護の限界性が叫ばれるなかで、里親制度の重要性はさらに高まっているにもかかわらず、制度が一向に振興しない理由として、児童相談所に多くの課題があるのではないのか・・・、児童相談所がもっとしっかりしなければ里親制度は充実しない、といった意見をいただいたように思います。まさにそのとおりだと思います。

ただし、問題はその具体的な中身にあります。児童相談所の立場からすると、総論の正しさが、逆に児童相談所への個々の批判を大雑把で不正確なものにしかねないと危惧しています。

例えば、「児童相談所は職員の異動も激しく、一般職の人が配置されることもあって専門性が促進されにくい。」、「施設入所よりも里親委託の方が手間も労力もかかるから、いきおい委託に消極的になる（だから里親制度は普及しない）」といった意見があります。ところが、時折耳にする児童相談所内部の声はどれも少し違うようなのです。非行や虐待相談の対応に必死になって取り組んでもなかなか進展せず、苦労も多いものですが、里親委託は、時として満面の喜びをもって迎えられるから、児童相談所の職員にとって本当にうれしくなる仕事だといった声です。しかし、こんな声に接した私などは、そのような安直な認識だけではかえって失敗をするのではないかと何となく危うさを禁じ得ないのです。外部からの意見を真摯に受け止め、子どもの育ちを考える視点からも里親委託を積極的に推進することが極めて大切ですが、現状ではこのように大きなギャップがあるのも事実です。

里親制度をめぐって児童相談所には様々な課題があります。児童相談所が世論の大きな関心を集める機関だからこそ、その課題を多くの方々と共有しながら、子どもの育ちを保障するために里親制度の振興を図る新たな取り組みを進めていかねばなりません。次年度以降も里親委託推進委員会の検討を重ね、三重県なりのより良い方向を目指していきたいと考えています。

児童福祉法改正要綱試案に思う

児童相談センター所長 上廣 正男

柏女霊峰淑徳大学教授を中心に、児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案がまとめられています。

改正要綱試案の基本方針として、

- ① 児童相談所から障害児関係事務を分離し、成人障害の相談所の事務とする。
- ② 市町村を中心とするサービス提供体制とする。
- ③ サービスの提供制度は、利用者と提供者とが直接向き合う、契約関係を基本とする。
- ④ 要保護児童福祉の実施主体は、市町村とし、保育・健全育成サービスとの連続性を確保する。
- ⑤ 児童相談所は、当分の間、市町村の委託を受けて、一時保護、要保護児童の職権保護又は家庭裁判所送致並びに家事審判請求等を行うこととする。

となっています。

従来、児童相談所が持っていた措置権限をはじめ、諸々の権限が市町村に委譲され、児童相談所の役割として、児童家庭福祉に係る事項のうち、専門的判定を要する等専門的な知識及び技術を必要とする事項及び児童の一時保護、その他必要と認められる事項を担当するとなっています。

この試案は、平成16～17年度の厚生労働科学研究費補助金を受けて行ったものですので、近い将来、改正に向けて現実の問題として議論されると思います。

地方分権の流れのなかで、対人サービスの提供者が、住民に最も身近な基礎自治体である市町村になることは予想されていたことですが、児童相談所の職員として、のんびりと構えていられない状況になってきています。

そこで、本年度「職員有志による児童相談所の将来（あす）を考える会」を設置し、議論を重ねてきましたが、17年改正児童福祉法又は改正要綱試案が要求する、児童相談所の役割と現状を比べると、どうもお寒い状態にあるのではないかということです。本年度は、課題の洗い出しを行い、出来るところから取り組み、19年度に組織改正も含めて、具体的な議論をすることとしています。

今後、児童相談所に向けられる期待がますます高度化されるなか、しっかり議論をし、県民、市町に信頼される児童相談所を目指していきたいと思います。